

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第1回農業委員会総会議事録

令和5年7月20日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	山口 浩之	委員
	十亀 正	委員

第 1 回 農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 5 年 7 月 20 日 午後 1 時 00 分～午後 2 時 00 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 阿部 真
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
		9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
8	山越 透	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 会長の互選について
議 案第 2 号 会長職務代理者の互選について
議 案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について
議 案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
協議事項第 1 号 部会の設置について
協議事項第 2 号 佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について

事務局 長	<p>只今から、第1回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16名中15名で、総会は成立しております。 会議を進めるにあたり、臨時議長の選任を行います。 慣例により、地方自治法第107条の規定に準じ、年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか？</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
事務局 長	<p>それでは、本日出席委員の年長委員であります大澤委員をお願いいたします。</p>
臨時 議長	<p>ただいま指名のありました大澤です。よろしくをお願いいたします。 これより、第1回農業委員会総会の議事に入ります。仮議席の指定を行います。議席は、正規の議席が決定するまで、ただいま座っている席を議席と指定します。 議事録署名委員の指名を行います。署名委員は、1番 山口委員、3番 十亀委員を指名いたします。 それでは議案に入ります。議案第1号「会長の互選について」 このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号の臨時議長名が空欄となっておりますので、大澤好幸委員の記入をお願いします。 議案第1号 会長の互選について 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により会長の互選を行うものとする。 会長の互選につきましては、慣例により事務局案による選考委員5名により、会長、会長職務代理者を選考いただく方法を提案いたします。</p>
臨時 議長	<p>事務局からの説明が終わりました。事務局提案に決定してよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
臨時 議長	<p>それでは、事務局より選考委員案を発表してください。</p>
事務局	<p>選考委員案を発表します。 選考委員は、山口委員、田村委員、山田委員、和泉委員、平川委員を指名します。</p>
臨時 議長	<p>只今、事務局から選考委員の発表がありました。決定してよろしいでしょうか。 選考委員に、山口委員、田村委員、山田委員、和泉委員、平川委員を指名します。 しばらく休憩いたします。別室で協議願います。 ～休憩～</p>
臨時 議長	<p>それでは、会議を再開します。選考委員長から会長名を発表願います。</p>
選考 委員長	<p>報告します。 協議した結果、会長は、大澤委員をお願いすることになりました。</p>
臨時 議長	<p>会長に私、大澤との報告がありました。そのように決定してよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
臨時 議長	<p>議案第1号につきましては、決定といたします。</p>
臨時 議長	<p>臨時議長退任ですが、会長に指名いただきましたので、引き続き議長を務めます。 それでは会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>議案第2号 会長職務代理者の互選について。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号以降会長名が空欄となっておりますので、新会長名を各自記入願います。 議案第2号 会長職務代理者の互選について 農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により会長職務代理者の互選を行うものとする。 先ほどの選考委員会で、会長職務代理者についても協議いただいておりますので、選考委員長より報告願います。</p>
議 長	<p>会長職務代理者は和泉委員をお願いすることになりましたので報告いたします。</p>
選考 委員長	<p>会長職務代理者は和泉委員との報告がありました。決定してよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>———異議なし——— 議案第2号につきましては、会長職務代理者は和泉委員と決定しました。</p>

各 議	員 長	<p>会長、職務代理者が決定しましたので、議席の決定を行います。事務局より発言があります。</p>
事 務 局		<p>議席については、佐呂間町農業委員会会議規則第7条によりくじで定めることとなっています。本抽選のみで決定したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか？</p> <p>これより抽選棒を持って回りますので、順次お引き願います。なお、会長及び職務代理者の席につきましては、会議進行の都合により、会長は議長席、職務代理者は15番と決めさせていただき、1番から14番のくじを引いていただきます。</p> <p>～くじ引き～</p> <p>座席番号を確認し、名札と書類を持って移動願います。本日から3年間の座席となります。</p> <p>会議を再開します。</p>
議 長		<p>議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について</p> <p>北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第8の(7)の規定によるあっせん委員を下記のとおり指名する。</p> <p>あっせん委員は北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第8の(7)の規定により、農業委員会の指名する委員となっております。</p> <p>要領では、あっせんの申し出があるごとに、あっせん委員を指名することとなっておりますが、本町では事前に地区ごとに担当を決める方式をとっております。また、地区内のあっせんであっても委員自身に関わる案件の場合には、他の委員が代われるよう、3名の委員を指名しています。その業務としては、農地等を取得する者の資格要件の確認、価格の調整、結果の記録と報告となります。</p> <p>過去の経緯についてお話ししますと、各地区の農事組合長さん等から推薦を受けた委員さんは、一番地区の状態を把握しやすいということで、それぞれ地元委員さんを主として、さらにその地区の近隣の委員さんが補佐するというので、担当地区を決めていた経緯がございます。</p> <p>決めて頂く際のたたき台として事前に事務局案を提示させて頂き、これを元に地区別あっせん委員を決めて頂くことでよろしいか、お諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議 長		<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>事務局案を提示いただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>～事務局案配布～</p> <p>何かご意見等がありますでしょうか。なければ、別紙のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p>
各 議	員 長	<p>議案第3号は別紙のとおり決定いたします。</p>
事 務 局		<p>議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p> <p>農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令により適正に農地制度を運用するため別紙のとおり決議する。</p> <p>この決議については、以前に、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されるなど、農地法違反等に関する不祥事が相次いだことから「全国農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたことを受け、全国各農業委員会で決議することとなったものです。</p> <p>決議文について別紙で配布していますので、ご覧ください。読み上げます。</p> <p>～決議文読み上げ～</p> <p>以上です。</p>

議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等はありませんでしょうか。なければ、原案どおり決議することとしてよろしいでしょうか。 ———異議なし———
各議	委員 長	議案第4号は別紙のとおり決議いたします。 協議事項第1号 部会の設置について このことについて、事務局の説明を求めます。 協議事項第1号 部会の設置について
事務局		農業委員会等に関する法律第16条の規定による部会の設置について協議願います。 これまでの経過について説明いたします。以前、平成17年までは、当委員会においては農業委員会等に関する法律に基づかない任意の部会、農政部会、農地部会を設置しておりました。しかしながら、部会で審議した経過がなく、毎月の総会において全員で協議することで支障がないことから、平成17年以降は部会を設置していません。つきましては、今後についても部会を設置せず、全ての決議を総会で行なうこととしてよろしいかご協議願います。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問・ご意見等はありませんでしょうか。なければ、部会は設置しないこととしてよろしいでしょうか。 ———異議なし———
各議	委員 長	協議事項第1号について、部会は設置しないことといたします。 協議事項第2号 佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局		協議事項第2号 佐呂間町農業経営基盤強化促進基本構想変更に係る意見協議について 佐呂間町長より、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により、農業経営基盤強化促進基本構想を変更するため、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、意見を求められたので、協議願います。 この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づくもので、今後の農業のあり方について、その育成すべき経営体の経営目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤を強化するために策定しています。 本町においては、平成7年に制定し、道の基本方針に基づき、5年ごとに見直しをかけています。今回の改定については、本年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、道の基本方針も改訂されたことから、それに合わせて改訂を行うもので、指標の数値等には変更はありません。 資料については事前に送付していますので、ご確認いただいていることとは思いますが、意見等がありましたらご協議願います。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問・ご意見等はありませんでしょうか。 なければ、原案が適当として意見することとしてよろしいでしょうか。 ———異議なし———
各議	委員 長	協議事項第2号について、原案が適当として意見することといたします。 その他、各委員さんの方から何かありませんか。 ———ありません———
各委員		なければ第1回農業委員会総会を終ります。

議

長